

**「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める
特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要(案)について**

特定調達品目及びその判断の基準等については、「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)」において、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものと定められています。

その検討の参考とするため、物品及び役務については環境省及び経済産業省、公共工事については環境省、国土交通省及び経済産業省が共同で、特定調達品目に関する提案の募集を実施したところ、本年度は約80件のご提案をいただきました。これに昨年度までのご提案のうち継続的に検討することとした約110件のご提案を加え、合計約190件のご提案等を対象とし、「基本方針」に定める基本的考え方^(注)に基づき、必要に応じて提案者又は関連の業界団体からのヒアリング等を実施しつつ、関係府省等が共同で、特定調達品目及びその判断の基準等の検討を行ってきました。また、各府省等との協議の結果、別添のとおり特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要(案)を取りまとめました。

見直しを行う主な点

平成18年2月に閣議決定した「基本方針」から見直しを行う主な点は以下のとおりです。

| 分野 | 見直しの内容 |
|--------------|--|
| 文具類 | <ul style="list-style-type: none">プラスチック製文具8品目及び紙製文具4品目について、判断の基準の見直し平成20年度の検討において判断の基準の見直しを行う17品目について、備考に具体的に記載 |
| 機器類(オフィス家具等) | <ul style="list-style-type: none">分野名称を「オフィス家具等」に変更「大部分の材料が金属類」の棚、収納用什器に関する新たな判断の基準等を設定 |
| OA機器 | <ul style="list-style-type: none">電子計算機、電子式卓上計算機、トナーカートリッジ及びインクカートリッジを品目として追加コピー機等について、リユースに配慮したコピー機等または特定の化学物質についての使用が制限されたコピー機等であることを判断の基準に追加コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ及びスキャナについて、旧エナジースターと新エナジースター基準を併記磁気ディスク装置について、省エネルギー法のトップランナー基準の改定に伴い、判断の基準を見直しディスプレイについて、特定の化学物質の含有情報の表示・公表を判断の基準として設定 |

| | |
|-------------|---|
| 家電製品 | <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビジョン受信機を品目として追加するとともに、地上デジタルテレビ放送への対応を備考に記載(平成23年7月にアナログ放送終了) ・ テレビジョン受信機、冷蔵庫、冷凍庫及び冷凍冷蔵庫に省エネルギー法の多段階評価の中間値である三つ星を採用 ・ 省エネルギー法のトップランナー基準の改定に伴い、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の判断の基準を見直し。併せて、電気冷蔵庫等の特定の化学物質の含有情報の表示・公表を判断の基準として設定 |
| エアコンディショナー等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー法のトップランナー基準の改定に伴い、エアコンディショナーの一部について判断の基準を見直し。併せて、特定の化学物質の含有情報の表示・公表を判断の基準として設定 ・ 空冷式熱交換器への噴霧または散水による省エネルギー補助装置について、今後の技術開発や市場化の動向を踏まえ、品目への追加の検討を実施する旨備考に記載 ・ エアコンディショナー等の基準に省エネルギー法の多段階評価の中庸値である三つ星を採用 |
| 温水器等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス調理機器のグリル部について判断の基準に追加 |
| 照明 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電球形状のランプのうち LED ランプに係る判断の基準の定格寿命を20,000時間以上に見直し |
| インテリア・寝装寝具 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 布製ブラインドを品目として追加 ・ ふとんの判断の基準に再使用した詰物80%以上使用を追加 |
| 設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 節水機器(節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ)を品目として追加 |
| 公共工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・ フローリングを追加 ・ 再生材料を用いた防砂シート(吸出防止材)を削除 ・ 路上表層再生工法を削除 ・ 再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)及び陶磁器質タイルの判断の基準の見直し ・ 吸収冷温水機及び氷蓄熱式空調機器の判断の基準の見直し(冷房の成績係数の見直し) ・ 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法の判断の基準に数値基準を設定 ・ 排出ガス対策型建設機械に「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」関連の備考を追加 ・ 変圧器の備考の見直し ・ 路上再生路盤工法の備考の見直し |
| 役務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸配送及び庁舎等において営業する小売業務を品目として追加 ・ 庁舎管理のうち常駐管理形態に係る判断の基準を追加 ・ 印刷に係る判断の基準及び配慮事項を追加 ・ 食堂に係る判断の基準の繰り返し利用できる食器については、会議等において提供される飲物についても準用される旨備考に記載 |

(注)「基本方針」に定める基本的考え方

環境物品等の調達に関する基本方針(抜粋)

2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア. 判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの(「特定調達物品等」という。)について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ. 判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

ウ. 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状

況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ．公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物(建築物を含む。)は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。